

平成30年度 東部保健所・国東保健部行動計画

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(東部保健所)

- 健康経営事業所の取組支援や、健康づくりがしやすい環境整備を通じて、働き盛り世代の健康づくりを推進します。
- 地域の健康課題の解決に向け、市町や関係機関と連携して対策を推進します。

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(国東保健部)

- 健康経営事業所への支援等、働き盛り世代の健康づくりを推進します。
- 健康づくりの推進のため管内市村と協働して取り組みます。
- 健康を支援する環境整備のためうま塩ヘルシー弁当およびメニュー提供店の拡大に取り組みます。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」(東部保健所)

- 各市町における医療介護連携の取組を支援するため、広域的な事業調整を行います。
- 看護職をはじめ在宅医療を支える多職種と連携し、地域包括ケア推進のための研修会等を開催します。
- 在宅療養を希望する住民が、住み慣れた地域に戻り療養生活を送れるような社会システムの構築を推進します。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」(国東保健部)

- 国東市が推進する在宅医療・介護連携推進事業を支援します。
- 看護職等在宅医療を支える関係者の資質向上と連携強化に努めます。

平成30年度 東部保健所・国東保健部行動計画

Ⅱ-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実

「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」 (東部保健所・国東保健部)

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、健康危機管理連絡会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。
- 大規模災害の発生に備え、平時から保健所の初動体制の見直し、指揮調整能力の向上を図るとともに、発災時の地域における健康危機管理コーディネート体制について市町村や関係機関等との連携を強化します。
- 社会福祉施設や医療機関における感染症対策向上を目指した研修会の実施とともに、地域における感染対策連携促進のためのネットワークの強化を図ります。

Ⅱ-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実

「大規模イベントにおける食品・生活衛生対策 (営業施設の指導等) の推進」

(東部保健所・国東保健部)

- 第33回国民文化祭、第18回全国障害者芸術・文化祭大分大会、ラグビーワールドカップ2019の開催に伴い、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれることから、旅館や飲食店、各地で開催する関連イベントにおける食品関係事業者に対する食中毒防止対策を強化します。
- 食物アレルギー事故を防ぐため、飲食店等に対し、正しい知識に基づいた食物アレルギーに関する情報提供を行います。
- 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染症防止対策を行います。

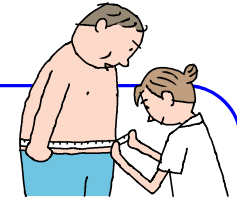
Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進 (東部保健所・国東保健部)

- 国民文化祭等と連動した「環境の視点からのおもてなし」を地域で考え、取組を進めていくとともに、環境教育アドバイザー派遣等による環境教育を推進していきます。
- 事業場の立入検査や浄化槽の適正管理の指導等を行い、事業場排水や生活排水の対策を推進していきます。
- 巡回監視やスカイパトロール等により産業廃棄物の適正処理を推進していきます。

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

現状と課題

- ・大分県では、「安心・活カ・発展プラン2015」において、県民の生活の質の向上、持続可能な社会の構築のため、「健康寿命日本一の実現」を目標に掲げている。
健康寿命の延伸のためには、県民自らが生活習慣病予防のための行動を実行に移すと同時に、事業所や住民組織、業界団体、健康寿命日本一おうえん企業等、地域の人材や資源等の多様な主体と協働で健康を守り、支える社会環境づくりを進める必要がある。
- ・働き盛り世代の生活習慣病発症予防や重症化進展防止を目的に、平成26年度から健康経営を切り口に、事業所支援等を通じて、職域の現状を把握し、生涯を通じた継続的な支援体制の確保に向けて関係機関との連携を進めてきた。
さらに、平成29年度からは、地域の健康課題を切り口に、地域と職域が双方向で働き盛り世代の健康状態や生活実態等について現状分析を行い、協働で優先的に取り組む課題を明らかにし、課題解決のための目標設定を行った。
結果、健康経営事業所は、健康づくりに取り組むイメージができ、保健所だけでなく市町からの支援等、支援の選択肢の幅が広がった。
また、取り組みを通じて、新たな組織や機関とつながり、連携事業に必要な人材の育成、確保につながった。
- ・引き続き、地域の健康課題を切り口に、働き盛り世代へのアプローチと生涯を通じた継続的な支援体制の確保のための関係機関との連携を進めていく必要がある。



保健所が実施すべき対策

1 働き盛り世代の健康づくりの推進

(1)登録事業所への支援

- ・健康情報の定期提供
- ・事業所のニーズに応じた支援及びモデル事業所の支援
- ・地域健康課題を切り口にした事業所間交流のための連絡会の開催

(2)社会環境整備に向けた関係機関との連携

- ・「健康応援団(食の環境整備部門)」、「うま塩メニュー提供店」の拡大
- ・健康アプリ「おおいた歩得」の普及推進
- ・「地域・職域連携会議」の開催
- ・「健康寿命日本一おうえん企業」との連携促進(コラボによる事業企画等)

2 地域の健康課題解決のための取組

(1)地域の健康課題の取組

- (別府市)がん検診受診率向上… 別府市と連携したがん検診の受診勧奨
受診率向上にむけた関係機関との連携調整
- (杵築市)歯科口腔ケア対策の推進…糖尿病重症化予防のための歯周病ケアの推進
のための医科歯科連携の促進
- (日出町)減塩の推進…事業所向けの啓発及び環境整備

(2)地域の健康課題解決に向けた市町との連携、支援

- ・保健事業連絡会等を活用した、市町との連携、支援

目標指標

1 働き盛り世代の健康づくりの推進

- (1)生涯健康県おおいた21推進協力事業所(健康経営推進部門)
登録事業所のうち、認定を受けた事業所数の増加
28事業所(H29年度)→ 34事業所(H30年度) 1.2倍増加
- (2)野菜たっぷりメニューを提供する健康応援団登録店の増加
62カ所(H29年度)→70カ所(H30年度)
- (3)健康アプリ「おおいた歩得」の管内利用者数 2,500人

2 地域の健康課題解決のための取組

- (1)別府市
がん検診対策推進のための連絡会等の開催 1回以上
- (2)杵築市
医科-歯科双方が参加した検討会議の開催 1回以上
- (3)日出町
医療機関と行政が節塩を検討する場の設定 1回以上

I-① 健康寿命日本一に向けた取組

「健康づくりの推進」

現状と課題

- ・国東保健部管内では、平成26年度から国東地域における地域職域連携推進会議を設置し、働き盛り世代の健康づくりについて検討を行っている。そして、平成27年度に保健部と国東市で健康経営登録事業所へ訪問し、事業所の健康課題を把握した。平成28年度からは国東市と協働して事業の企画、運営、評価を行う場として、健康寿命延伸企画会議を立ち上げた。平成29年度は会議を基盤として、健康経営登録事業所支援、拡大に向けた取組等を継続実施し、さらに地域の健康課題対策推進事業として「うま塩ヘルシー弁当提供事業」を併せて推進している。平成30年度は「おおいた歩得」が県内に拡大することを受けて、他の事業と連動して働き盛り世代へのアプローチを行っていく必要がある。
- ・今後も、国東市との協働による支援をベースに、働き盛り世代の健康づくりの推進を行っていく必要がある。また、健康づくりを効果的に推進するために、各市村や関係機関(県他部局等)との協働した取組の推進も必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 健康経営事業所、健康経営登録事業所への支援
 - (1)メール等による健康情報の提供
 - ・健康経営サポートニュース、健康応援メニュー(市と保健部共同で作成)、市や県他部門からの健康に関する情報
 - (2)事業所個別支援
 - ・市、保健部保健師による事業所訪問、健康応援メニューの実施、市長激励訪問
 - (3)おおいた歩得の普及啓発
- 2 新たな登録事業所の拡大に向けた取組
 - (1)各関係機関との連携により、あらゆる機会に情報提供
 - (2)企業の従業員の健康管理を担当する看護職との連携
- 3 健康づくりの推進における市村との協働、支援
 - (1)健康寿命延伸企画会議の開催
 - ・事業の企画・運営・評価、健康応援メニューのリニューアル
 - (2)市村各種会議や大会(健康づくり推進会議、各課連携会議、健康づくり事業、健康づくり推進大会)との連動
 - (3)健康寿命延伸月間の取組
- 4 関係機関との会議の開催
- 5 「うま塩ヘルシー」弁当及びメニュー提供店舗の拡大

目標指標

- 1 健康経営事業所認定
11カ所(H29年度)→12カ所(H30年度)
- 2 生涯健康県おおいた21推進協力事業所(健康経営推進部門)登録事業所の増加
30カ所(H29年度)→35カ所(H30年度)
- 3 健康アプリ「おおいた歩得」の管内利用者数
168人(H29年度)→336人(H30年度)
- 4 地域職域連携推進会議の開催 年2回
- 5 うま塩ヘルシー弁当提供店舗 10店舗

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

現状と課題

- ・東部圏域は5市町村と自治体数が多く、医療・介護連携事業は各々の市町村で介護保険事業として実施されることから、圏域に共通する課題の共有や、各市町村の取組に係る情報共有や意見交換を図る場の設定など、保健所には広域的な調整を果たす役割が求められている。
- ・また、関係する多職種と地域課題や目指す姿を共有し、それぞれの職種の強みを活かして、地域包括ケアシステムを推進していく必要がある。
- ・疾患により在宅移行が困難でも、住み慣れた地域に戻ることができ、住み慣れた地域で可能な限り療養生活を送れるような社会システムの構築を推進していく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 管内市町の在宅医療・介護連携事業への支援
 - ・関係者の広域調整ができる場の設置運営
 - ・地域リーダーの養成、活用
 - ・入退院時情報共有ルール の周知、運用支援
 - ・各市町が実施する各種会議、研修会等への参画
- 2 看護職員等の資質向上と連携強化の推進
 - ・地域包括ケアシステムを構築するための関係職種による連携会議及び各種研修の開催
- 3 在宅療養を支えるための支援体制の推進
 - ・安心して在宅療養できるための体制整備に向けた支援者等の連携会議及び各種研修の開催

目標指標

- 1 (1)東部圏域在宅医療推進会議の開催(年1回)
(2)東部圏域在宅医療・介護連携担当者連絡会の開催(年3回)
(3)所内の多職種による情報共有の場の設置
(4)東部圏域実務者研修の開催(年2回)
(5)連携体制の強化に向けて入退院時情報共有ルール の運用等を改善
(6)各市町が設置する在宅医療推進協議会等への参加(随時)
- 2 看護ネットワーク推進会議(別府・杵築速見の各地域で年6回)
介護施設等看護職員サポート会議(年1回)
看護職員等相互研修(年2クール)
- 3 (1)精神障がい者への支援
 - ①地域移行・地域定着支援協議会の開催(年1回)
 - ②地域移行・地域定着支援実務者会議の開催(年1回)
 - ③地域移行・地域定着支援研修会の開催(年1回)
 - ④精神科病院連絡会の開催(年1回)
 - ⑤精神科医療機関看護職交流会の開催(年1回)
 (2)難病患者への支援
 - ①難病対策地域協議会の開催(年1回)
 - ③おくすり教室の開催(年5回)

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

現状と課題

- ・国東市は、在宅医療の推進に向けて、平成25年度に発足した国東市在宅医療介護連携推進運営会議を基盤として体制整備を先進的に進めている。在宅医療介護連携推進事業における3つの部会がテーマに沿って協議を重ね、各々で役割分担、検討をすることで多職種連携強化の場ともなっている。平成29年度の各部会の活動は、普及啓発部会は在宅での看取りをテーマにしたチラシとDVDを作成し高齢者サロンなどで講話を実施、摂食嚥下機能支援部会は「ごくん²支援」を普及するための研修会を開催、多職種連携推進部会は「在宅版総合記録シート」を試用および評価などに取り組んだ。これらの活動は、平成22年度に発足した「くにさき地域包括ケア推進会議(通称:ホットネット)」が基盤となって連携体制が定着した事によるものである。
- ・今後も、運営会議を基盤とした関係者による協働をさらに強化していくための継続した支援が必要である。
また、在宅医療・介護連携体制整備における看護職員等関係者の資質の向上にむけた取組が引き続き必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市村への支援
 - (1)国東市在宅医療・介護連携推進事業への支援
 - ・事務局会議・運営会議・作業班会議・各事業への参画
 - (2)くにさき地域包括ケア推進会議への支援
 - ・事務局会議・くにさき地域包括ケア推進会議への参画
 - (3)国東市地域ケア会議への参加
- 2 関係機関との連携強化と各職種の資質向上
 - (1)看護の地域ネットワーク推進会議の実施
 - (2)医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験研修の実施
 - (3)施設と病院看護職をつなぐ感染症対策研修会の実施
 - (4)薬剤師会と協働した「おくすり教室」の実施

目標指標

- 1 (1)国東市在宅医療連携推進運営会議への参画 (年3回)
- (2)くにさき地域包括ケア推進会議への参画 (月1回)
- (3)地域ケア会議への参加 (年6回)
- 2 (1)看護ネットワーク推進会議の開催 (年6回)
- (2)医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験研修の開催 (年1回 概ね2ヶ月間)
- (3)施設と病院看護職をつなぐ感染症対策研修会 (年1回)
- (4)おくすり教室の開催 (年3回)

Ⅱ－① 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」

現状と課題

・エボラ出血熱、デング熱等、鳥インフルエンザなどの新興・再興感染症対策のほか、台風、豪雨などの風水害、南海トラフ地震等の大規模地震災害の発生を想定した体制整備が求められるなど、住民の脅威となる健康危機管理事案への対策は喫緊の課題である。各種事案へ迅速かつ的確に対応するためには、平時から関係機関との情報共有や連携体制の整備、災害時を想定した指揮調整能力の向上を確実に図ることが重要である。

・感染症対策に係る研修、情報提供の継続により、医療機関や施設からの感染症に関する相談・報告は適宜行われるようになった。今後も、平常時から施設が主体となった感染対策の充実強化が必要である。ノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生件数は減少したが、結核の発生に伴う接触者健診の対象者数が増加しただけでなく、複雑な事例が多くなり積極的疫学調査が難しくなっている。結核の発見の遅れをなくす取組が急務である。

保健所が実施すべき対策

- 1 **新型インフルエンザや新興・再興感染症対策**
 - ・関係機関との情報共有・連携体制の確認
 - ・発生を想定した各種シミュレーションの実施
- 2 **大規模災害発生時の健康危機管理体制の充実**
 - ・管内における災害医療コーディネート体制の整備
 - ・九州北部豪雨を教訓とした災害時の所内初動体制の見直し並びに指揮調整能力の向上
- 3 **社会福祉施設等における集団感染防止対策**
 - ・社会福祉施設(高齢者・障がい者・保育所)、医療機関等における感染防止対策の徹底
 - ・感染対策地域ネットワークの支援強化
 - ・関係機関への健康危機管理情報の提供

目標指標

- 1 (1)健康危機管理連絡会議の開催(年1回)
(2)新型インフルエンザ等を想定した患者移送訓練の実施(年1回)
(3)振興局と協働した鳥インフルエンザ防疫演習の実施(年1回)
(4)関係職員に対する防護服着脱訓練(年1回)
- 2 (1)災害時保健医療対策会議の設置及び組織・運営に関する関係者との意見調整(健康危機管理連絡会議と同時開催)
(2)広域災害救急医療システム(EMIS)の入力訓練(年1回)
(3)災害時アクションカードの整備、運用訓練(年1回)
- 3 (1)感染症対策研修会(講義及び実技指導)の開催
(年3回、参加機関80カ所)
(2)感染対策地域ネットワーク連絡会の開催(年2回)
(3)病院での結核研修会の開催(年1回以上)
(4)高齢者施設での結核研修会の開催(年1回以上)
(5)医療機関立入検査時の感染対策指導の実施(60カ所以上)
(6)i-Fax等を活用したタイムリーな情報発信(適宜)

Ⅱ-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進」

現状と課題

- ・第33回国民文化祭、第18回全国障害者芸術・文化祭大分大会、ラグビーワールドカップ2019の開催に伴い、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれる。それに伴い旅館や飲食店、各地で開催する関連イベントにおける食品関係事業者に対する食中毒防止対策が必要である。また、食物アレルギー事故を防ぐため、飲食店等に対し、正しい知識に基づいた食物アレルギーに関する情報提供の推進が必要である。
- ・世界有数の温泉地であり、多くの来県者が入浴施設を利用することから、旅館・ホテル、公衆浴場等における衛生対策を推進していくことが必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策**
・監視指導及び講習会の実施
- 2 イベントでの食中毒防止対策**
・監視指導及び講習会の実施
- 3 HACCP普及推進対策**
・HACCPの導入による自主衛生管理の推進
- 4 食物アレルギー対策**
・営業者への食物アレルギーに関する正しい知識の普及及び取組の推進
- 5 レジオネラ対策**
・旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設における感染症防止対策の推進

目標指標

- (1)旅館・ホテル等に対する監視回数 (45回)
- (1)旅館・ホテル、イベント等に対する講習回数 (53回)
(2)イベント営業施設への監視回数 (5回)
- HACCPの導入を指導した営業施設数 (12施設)
- 食物アレルギーに関する指導施設数 (220施設)
- レジオネラ属菌検査の未実施営業者に対する文書指導 (100%)

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・地域連絡会で挙げられた地域課題の解決に向け、引き続き取組を推進するほか、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップが開催されることとなっており、環境の側面からこれらの国民的行事に参加する「環境の視点からのおもてなし」を地域で考え、取組を進めていく必要がある。
- ・県民の環境意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむため、あらゆる世代や学校、地域など様々な場における環境教育を進める必要がある。
- ・当該地域は観光施設をはじめとする大規模な事業場が多く、これらから排出される水が公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。
- ・当該地域の生活排水処理率は、74.3%とほぼ県内平均レベルであるものの、全国平均(90.4%)より低く、生活排水対策を推進する必要がある。下水道が整備されていない区域において浄化槽の設置は有効であるが、浄化槽からの放流水質を良好に保つためには、浄化槽管理者が保守点検や清掃を適正に行い、法定検査を受検する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあり、排出事業者や処理業者に対して立入を行い、廃棄物の不適正保管等について指導していくとともに廃棄物が捨てられやすい山間部等についての監視を強化していく必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 「地域連絡会」を中心とした「環境の視点からのおもてなし」の取組
- 2 環境教育アドバイザーの派遣による環境教育の推進
- 3 事業場排水対策の推進
 - ・立入検査計画に基づく監視・指導
- 4 生活排水対策の推進
 - ・浄化槽の適正管理及び法定検査の受検指導
- 5 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

目標指標

- 1 「地域連絡会」の東部及び国東地区での開催
- 2 環境教育アドバイザーの派遣回数(15回)
- 3 立入計画に対する事業場排水監視・指導実施率(100%)
- 4 (1)指定検査機関から通報を受けた浄化槽法定検査未受検者に対する受検啓発文書の発送(100%)
(2)不適正判定浄化槽に対する文書指導(100%)
- 5 産業廃棄物処理施設への立入調査、指導(管内全処理施設)